

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(風水害：福津市防災アセスメント等)

当市の近年の風水害の発生状況を見ると、過去30年で約30件程度発生しているが、大部分を占める土砂災害は山麓部や台地周辺部の住宅地や道路斜面で発生しており、家屋被害のほとんどは一部損壊程度以下となっている。

また、河川の氾濫は昭和28年の大水害以来、床下床上浸水は見られないが、会員事業所が比較的多く集中する西郷川支川の低地周辺部では内水による浸水の危険性を有している。

(地震災害：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書等)

当市を含む福岡県は、日本の中でも地震による被害を受けた経験が少ない地域であったが、先の福岡県西方沖地震(マグニチュード7.0)により甚大な被害を経験した。

当市の被害は、震度5弱で、負傷者1人、家屋の半壊2棟、一部損壊33棟となっている。

当市の被害が大きくなるのは、西山断層で地震が発生したケース(震度5強)が考えられているが、市域で最大の地震(福岡県西方沖地震同等)想定による被害状況は津屋崎地区沿岸部を中心に建物被害が予測されており、地震ハザードマップ(ゆれやすさマップ・危険度マップ)で周知されている。

(その他)

総延長22キロに及ぶ海岸線を有する当市では、高潮による被害リスクが懸念されている。

近年の防潮堤整備等の結果、甚大な被害は抑えられつつあるが台風時期には依然として厳重な警戒が必要となっている。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 1,423件

・小規模事業者数 1,108件

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	218	170	市内に広く分布している
	小売業	537	419	市内に広く分布している
	飲食業	206	160	JR福間駅周辺及び沿岸部に多い
	サービス業	264	206	JR福間駅周辺に多い
	その他	198	153	市内に広く分布している

(3) これまでの取組み

1) 当市の取組

- ・地域防災計画の策定
- ・全市一斉防災訓練の実施
- ・備蓄計画に基づく食料、日用品等の備蓄
- ・受援計画(策定中)の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、拡声器、ロープ、コーン、水等)の備蓄

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と各市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政に施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和2年度末までに作成。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、BCP策定セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等への取組状況確認
- ・福津市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7.0の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による災害発生時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・災害発生後3時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例)

- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

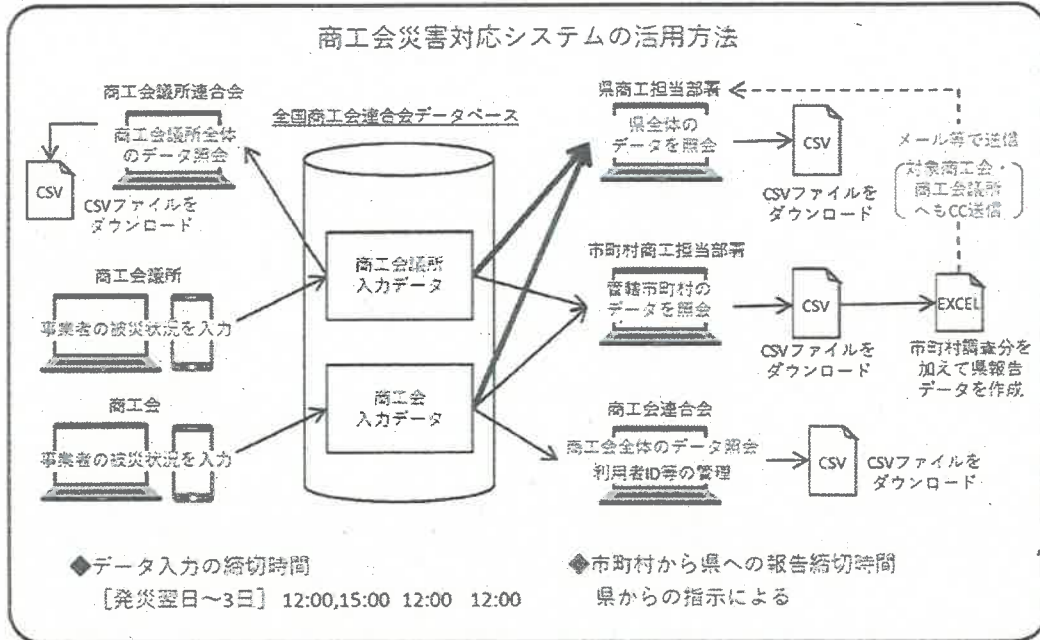
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

災害発生後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

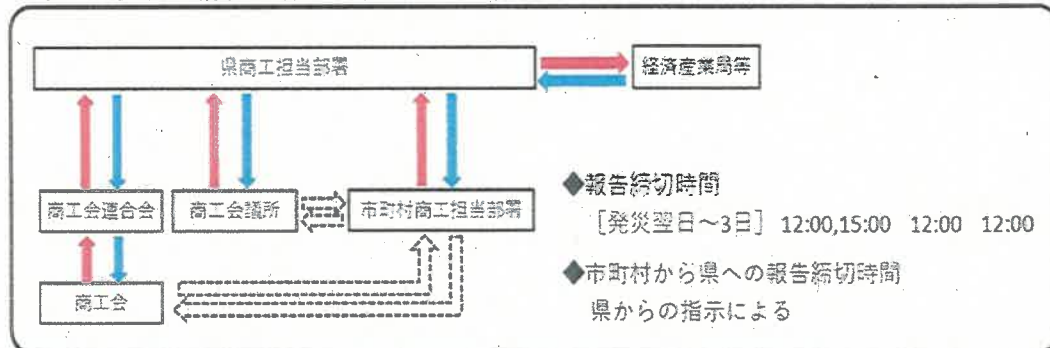
- ・自然災害等災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被害地域での活動内容について決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



・また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式I
福岡県中小企業振興支援センター 〇〇・〇〇宛て【電子メールにて送付。(メールアドレス Keieishien@pref.fukuoka.lg.jp)】
 令和〇年〇月〇日の大雨による商工被害状況 提出日 令和〇年〇月〇日

団体名
記入担当者

被害箇所		被害状況			区分 (市町村・商工会・商工会議所)
所在地	商工会の場合には 商工会名	事業所名	業種	被害額	被害内容(被害、人員、設備、被害の程度等) ※被害額が1万円未満の場合は記載不要
〇〇〇〇〇〇〇		〇〇〇〇製材所	製材業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。
△△△△△△△	△△商工会	△△商店	酒販売業	約140万円	店舗前の電柱が倒壊により倒壊。店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。
1					
2					
3					

※被害額には消費税は含まれていません。消費税を別途記載してください。 ※被害額が1万円未満の場合は1万円として記載してください。
 ※被害額が1万円未満の場合は1万円として記載してください。 ※被害額が1万円未満の場合は1万円として記載してください。

様式I (様式集)

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、市と協議する。(当会は、国や県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な災害事業者施策(国や県、市の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

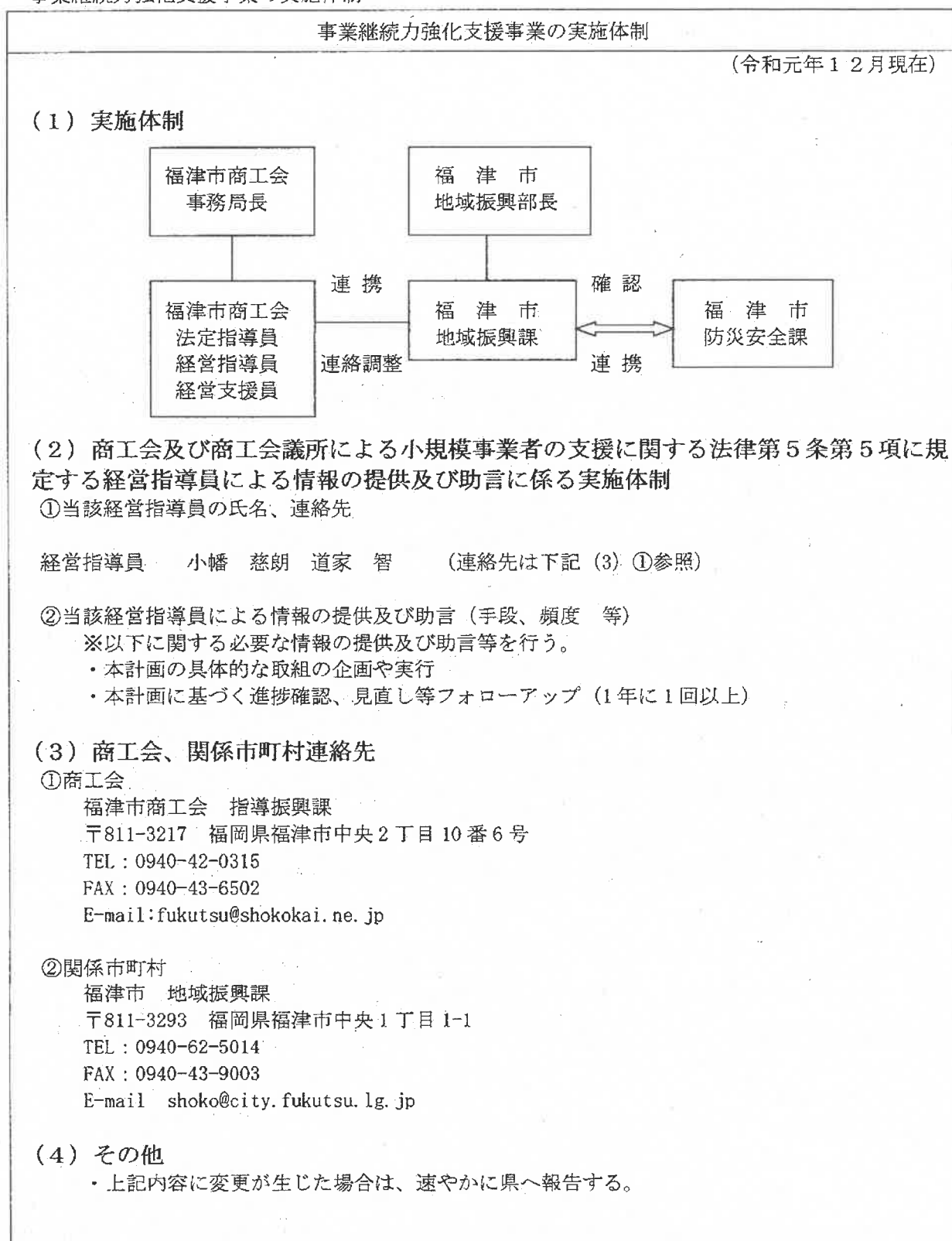
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、県や福岡県商工会連合会に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
専門家派遣費	100	100	100	100	100
協議会運営費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	50	50	50	50	50
チラシ作製費	300	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、福津市補助金、福岡県補助金、事業収入、等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 支店長 横山 和弘 所在地 〒812-0018 福岡市博多区住吉2-9-2 電話番号 092-282-6534
連携して実施する事業の内容
<ul style="list-style-type: none">・ハザードマップwebアプリを使って、地震・津波・浸水・土砂災害・台風災害について、小規模事業者へ情報提供を行う。・ビジネス総合保険、業務災害補償保険の提案を行う。又、火災保険の見直しや自動車保険の見直しの提案を行う。・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社独自のツール「BCPキットくん」による、大規模災害ならびに水災対策の「自社BCP」の作成支援・BCP策定の重要性を周知するためのBCP訓練セミナー及びBCPワークショップの開催。
連携して事業を実施する者の役割
<p>【役割】</p> <ul style="list-style-type: none">・小規模事業者に対する災害リスクの周知（ハザードマップwebアプリでの情報提供、損害保険見直し）・BCP策定（「BCPキットくん」によるBCP策定、BCPワークショップ・訓練セミナーの開催） <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none">・上記、役割によりリスクが軽減され、災害リスクに備えることができる。
連携体系図等
<pre>graph TD; A[福津市商工会] <--> 連携 情報交換 B[あいおいニッセイ 同和損害保険株式会社]; A --> 事前対策周知 BCP作成支援 C[小規模事業者]; B --> ハザードマップwebアプリでの情報提供 損害保険見直し提案 自社BCP作成支援 セミナー及びワークショップの開催 C;</pre>